平成２５年（フ）第１３８５７号
埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮474―１―303
債務者　藤本美奈子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０６号
東京都台東区竜泉３丁目32―２―302
債務者　後藤　興治
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０７号
東京都台東区竜泉３丁目32―２―302
債務者　後藤　正子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３号
東京都昭島市朝日町４丁目29番３号グリーンハイム102号
債務者　虎岩　敏春
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０６号
静岡市葵区遠藤新田300番地の52
債務者　安本基代乃
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３号
北海道帯広市西４条南26丁目３番地３
債務者　石井日出男
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
北海道帯広市西４条南26丁目３番地３
債務者　石井　久子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第５７７号
静岡県磐田市見付2157番地１、住民票上の住所静岡県磐田市見付5848番地５
破産者　川本　賢二
法定代理人成年後見人　名波　直紀
1　主文　当裁判所が平成25年12月３日午後１時になした破産手続開始決定中、破産者の氏名につき「破産者　川本　賢二　法定代理人成年後見人　名波　直記」とあるを「破産者　川本　賢二　法定代理人成年後見人　名波　直紀」と更正する。
2　決定年月日　平成25年12月19日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２３４号
福岡市中央区薬院４丁目２番１号
破産者　株式会社高松組
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５号
山口市葵２丁目６番13号
破産者　有限会社野口ラヂエーター修理工場
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４１号
京都府京丹後市丹後町間人2839番地の５
破産者　谷　美津彦
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５７８号
福岡市東区下原３丁目30番20号　79号室、住民票上の住所福岡市南区弥永３丁目10番17号
破産者　正木　元章
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３５号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目８番20―303号
破産者　中川　惣市
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３６号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓125番地１グランドメゾン八山203号室、旧住所青森県八戸市高州２丁目23番22号コーポサンライズＥ号
破産者　三浦　　純
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３７号
北海道江別市文京台27番地の２　コーポ白川Ⅱ201、開始決定時の住所北海道江別市上江別東町10番地の12
破産者　磯野　正利
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０３号
札幌市白石区栄通２丁目10番１―108号
破産者　沼澤真千子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部